

漏えい線量測定 測定器貸出事業規程

(一社)千葉県診療放射線技師会
施設安全管理事業部

(事業内容)

第1条

一般社団法人千葉県診療放射線技師会(以下本会とする)が所有する放射線測定器を、本会正会員(以下会員)に貸出す事業とする。

(事業目的)

第2条

会員自らが勤務する施設において、電離放射線使用管理区域の漏えい線量測定を行い、管理することを目的とする。

(貸出対象者)

第3条

測定日年度を含む会費完納会員で、且つ本会が行う所定の研修会を受講した者とする。但し、いかなる場合においても又貸しを認めない。

(基本料金・基本貸出し期間)

第4条

- 1, 基本料金 20,000 円とする。
- 2, 測定前日・測定日・測定翌日の3日間を基本貸出し期間とする。
- 3, 基本料金には下記の測定機器(基本構成)及び貸出備品の事故補償を含む。
電離箱: 2 GM計数管: 2 水ファントム: 1 計測メジャー: 1
温・湿度計・気圧計: 1 トランシーバー: 2 報告書様式基本データ(初回時のみ)
- 4, 貸出期間の延長・測定器の追加・測定要員の派遣等を希望する場合は、事前調整により本会の事業に支障のない範囲で考慮する。但しその場合は別途追加料金を徴収する。

(測定器の受渡し)

第5条

- 1, 測定器の受渡しは本会事務所にておこなう事を基本とする(要事前打合せ)。
- 2, 遠方等の理由により事務所への来所が難しい場合のみ相談に応じる。
但しいかなる場合においても郵送での受渡しは行わない。

(測定の実施・記録)

第6条

- 1, 測定および記録については会員自らの責務にて実施すること。
- 2, 記録については初回時のみ報告書様式基本データを提供する。

（測定器の管理）

第7条

貸出し測定器のメンテナンス及び校正は本会が行う。

（測定器の破損について）

第8条

貸出後の測定器および付属備品の故障・破損については、本会にて契約した保険会社との取り決めにより対応し、故意によるもの以外は修理負担金を請求しない。

（規程の改廃）

第9条

本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成 21 年 6 月 1 日制定同日施行
平成 24 年 5 月 28 日改正同日施行
平成 24 年 11 月 11 日改正同日施行